別記第２号様式

年　　　月　　　日

誓　　約　　書

千葉県知事　　　　　　様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 排出事業者 | 住所 |  |
| 電話番号 |  |
| 氏名 |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　 法人にあっては主たる事務所の

　　　　　　　　　　　　　　　　 所在地、名称及び代表者の氏名

当事業場から排出する産業廃棄物の千葉県内への運搬又は千葉県内での処分を行うに当り、次のとおり誓約します。

１　産業廃棄物の処理に当っては、県内最終処分に至るまで排出事業者としての責任を自覚し、収集・運搬業者及び最終処分業者を十分指導監督するとともに、問題が生じた場合は、貴職の指導に従います。

２　産業廃棄物の処理に当っては、産業廃棄物管理責任者を置き、産業廃棄物管理票又は廃棄物処理票により適正に管理します。

３　当事業所に対する現地調査には、進んで協力します。

４　千葉県内の排出事業場から排出される産業廃棄物を優先して処分するために最終処分業者から協力要請があった場合にはこれに従います。

５　万一処分を委託した産業廃棄物が不適正処理された場合は、自らの責任でその不適正処理された産業廃棄物の撤去及び原状回復を行います。

６　有害物質に係る溶出試験又は含有量試験の実施を求められた場合は、速やかに実施し、その分析証明書の写しを提出します。

７　産業廃棄物の処理を委託する場合で、委託期間内に委託先の処理業の許可期限が到来する場合は、処理業の許可の更新の有無を確認します。

なお、処理業の許可の更新がなされていないときは、ただちに県内最終処分を中止します。

８　千葉県外の産業廃棄物積替・保管施設を経由した産業廃棄物の県内最終処分は行いません。

９　千葉県外の選別のみによる中間処理施設から排出された産業廃棄物の県内最終処分は行いません。

10　その他県内最終処分を行うに当って法令及び千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱を遵守し、産業廃棄物の適正処理に努めます。